

の提出が不要になります

令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件からは、競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」を用いて入札参加者の資本関係又は人的関係を確認するため、これまで入札案件ごとに提出していただいていた「資本関係又は人的関係申告書」の提出は不要になります。

神奈川県が実施する工事の条件付き一般競争入札及びいのち貢献度指名競争入札において、同一入札に参加する複数の者の関係が、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する場合、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。

ただし、基準に該当する者のいずれかが、開札前に辞退届の提出を行えば、辞退しない者が行った入札は有効と取り扱うものとします。

③役員を兼任

①親子等関係

②親会社等が同じ子会社等同士

— 資本関係 ※1
 - - - 人的関係 ※2
 ⇄ x 同一入札への参加制限

※1（資本関係） 親会社・子会社の関係にある会社、同一の者が経営の支配権を握っている会社
 ※2（人的関係） 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(1) 資本関係

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

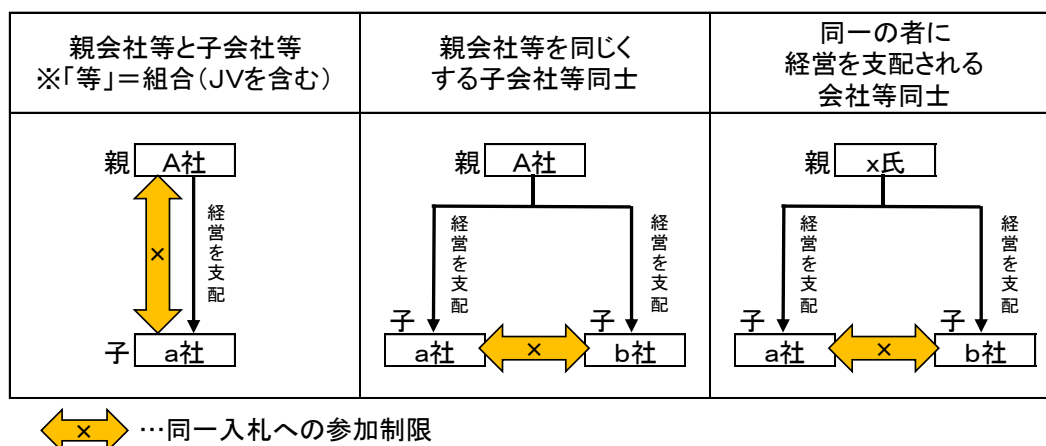
ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの



「経営を支配」とは

- ① 議決権の 50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有（※ 1）
- ② 議決権の 40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホのいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数の割合（※ 2）が 50%超
 - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人（※ 3）
 - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）（※ 4）の割合が 50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権割合が 50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※ 1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

※ 2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

※ 3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

※ 4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。

（会社法施行規則第 3 条の 2）

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次図中(ア)から(オ)の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

役員を兼任	役員と管財人を兼任	管財人を兼任

※民事再生中の会社及び更生会社を除く

…同一入札への参加制限

「役員」とは

ア 株式会社の取締役（代表取締役を含む）。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ① 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 社外取締役
- ④ 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 指名委員会等設置会社の執行役

ウ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

（３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札案件に参加している場合その他
上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３ 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加に係る確認方法

入札担当部署は、競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」を用いて、基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

４ 適用の時期

令和３年４月１日以降に公告又は指名通知を行う案件から、「資本関係又は人的関係申告書」の提出が不要になります。

5 その他

- 競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、かながわ電子入札共同システムのHPから電子申請により、変更申請を行ってください。また、入札期間中に「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、変更申請を済ませたうえで、入札担当部署に変更内容を速やかに連絡してください。
- 競争入札参加資格認定申請時に「資本関係又は人的関係情報」を提出していない場合は、資本関係又は人的関係が確認できないため、その者の入札は無効となります。
- 入札時に「資本関係又は人的関係情報」の内容に虚偽が判明した場合又は重要な事実が記載されていないことが判明した場合は、神奈川県指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を講じる場合があります。

問合せ先

県土整備局 事業管理部 県土整備経理課 入札制度グループ

【電話】 045-210-6092（直通）